

漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業

資料3 - 10 - 2

(1) 漂着ごみ対策総合検討事業

漂着ごみ状況把握事業

- ・漂着ごみのモニタリング
- ・全国的・経年的な漂着状況の把握

効果的な漂着ごみ対策に関する施策の立案

漂着ごみ原因究明事業

- ・主要ごみの発生実態調査(国内及び海外)
- ・効果的な発生源対策の検討(広域連携による対策の検討)
- ・海外の発生源に係る情報収集

実効的な発生抑制対策の実施

海洋ごみ生態系影響把握事業

- ・日本沿岸における状況調査
- ・国内外の最新知見の収集

生態系影響の実態を踏まえた適切な対策の検討

(2) 漂流・海底ごみ対策総合検討事業

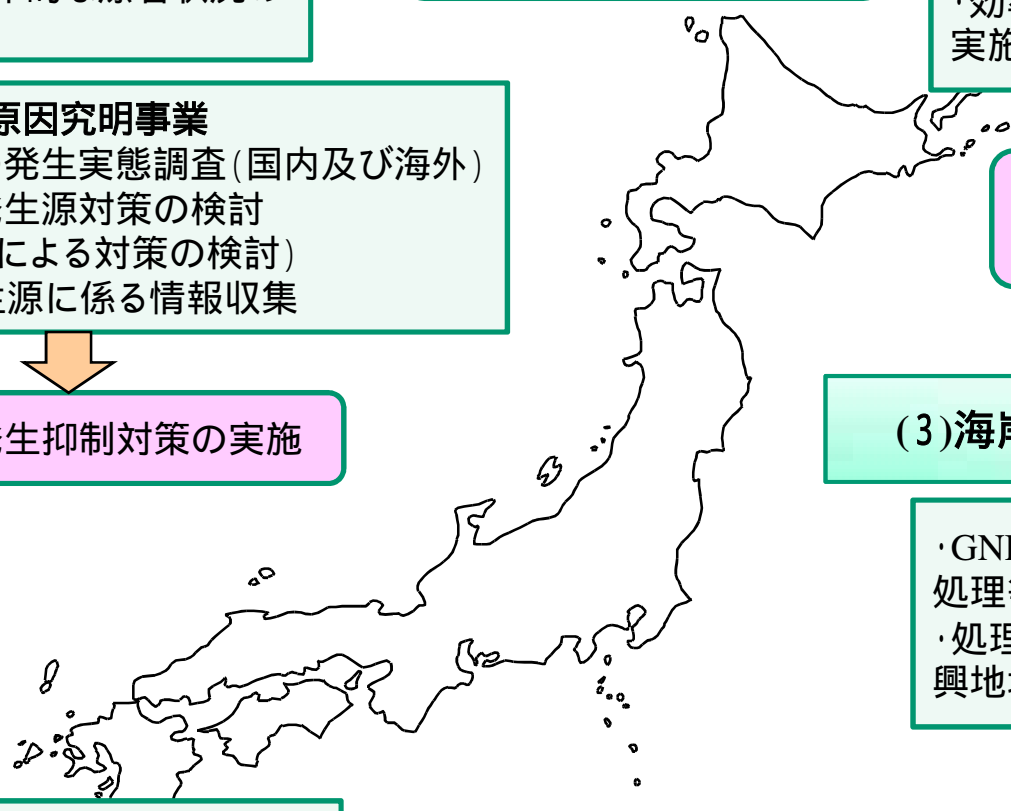
- ・代表的地域における状況把握、発生原因究明、海洋生態系情報の収集
- ・効率的かつ生態系にも配慮した回収実施のための技術的検討

漂流・海底ごみの実態を踏まえた適切な対策の検討

(3) 海岸漂着物処理事業費補助金

- ・GND基金に代わる、海岸漂着物の処理等への支援
- ・処理にかかるコストの割高な離島振興地域を対象

自治体による海岸漂着物対策の推進



海岸漂着物処理事業費補助金事業

100百万円(0百万円)

水・大気環境局水環境課海洋環境室

1. 事業の必要性・概要

地方自治体における海岸漂着物対策については、都道府県ごとに策定された地域計画等に基づき、取組が進められているところであるが、引き続き国外や他の自治体由来の海岸漂着物対策が必要な自治体も多いことから、平成23年度で期限の切れた(一部地域においては平成24年度まで期限延長した)地域グリーンニューディール基金に代わる財政支援が求められている。

右記の状況に鑑み、海岸漂着物処理推進法に規定する海岸管理者等の実施する海岸漂着物対策(回収・運搬・処理、発生源対策、海岸漂着物対策に係る検討会の運営等)に要する費用の一部を補助する。

2. 事業計画(業務内容)

【補助の対象となる事業】

- (1) 海岸漂着物等の回収・運搬・処理に係る事業
- (2) 発生源対策事業及び海岸漂着物対策に係る検討会の運営等の事業

【補助対象事業の範囲】

海岸漂着物等の回収・運搬・処理に係る事業にあっては、以下の要件を満たす事業のみ、補助の対象とする。

- (1) 海岸漂着物処理推進法に基づき各都道府県の選定した重点区域のうち、離島振興法における離島振興地域内に存在する海岸等における事業
- (2) 当省所管の「災害等廃棄物処理事業費補助金」及び国土交通省又は農林水産省所管の「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の適応を受けない事業

【補助率】

補助率は、1事業につき50/100とする。

3. 施策の効果

地域の実情に応じた海岸漂着物対策を推進し、海岸における良好な景観及び環境の保全に資する。